令和８年（フ）第１８１１号
横浜市金沢区西柴１丁目２番17号　リバーコート能見台203号室
債務者　善波歩乃香
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８３８号
横浜市神奈川区羽沢町1304番地２　サンモール101号
債務者　向井　貴之
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５７号
横浜市南区清水ケ丘15番地
債務者　石井　大暉
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９１９号
横浜市鶴見区栄町通１丁目６番地10　アレグレットフレール202
債務者　廣島　栄太
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２１号
横浜市保土ケ谷区今井町161番地１　清水マンション305号
債務者　秋山亜沙美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９５９号
横浜市青葉区市ケ尾町1070番地11　パークハウス市ケ尾202
債務者　野城　勇作
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９８８号
神奈川県藤沢市石川２丁目２番地の１　エバーライフⅡ203号室
債務者　久木小百合
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０５号
新潟市西区小針８丁目４番17号
債務者　三九二貴仁
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４５号
山梨県甲斐市富竹新田2233番地４
債務者　武井多恵子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第８９号
長野県千曲市大字打沢112番地１　アーバンハイツ１－Ｂ
債務者　山室　義彦
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第９２号
長野県上田市下塩尻259番地20
債務者　鈴木　剛太
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第４１号
長野県伊那市上牧6447番地３　水神橋団地469号
債務者　高橋　光代
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第４７号
長野県上伊那郡箕輪町大字東箕輪759番地３
債務者　靏見加世子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　長野地方裁判所伊那支部

令和８年（フ）第２１３号
滋賀県守山市守山四丁目12番13―301号
債務者　伊藤　典子
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３０号
滋賀県守山市勝部五丁目２番32―209号、前住所滋賀県長浜市八幡東町126番地３　レオパレス　パストラーレ２　105号室
債務者　麻生　治美
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２３６号
大津市本宮二丁目６番45号
債務者　伊藤　喜孝
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９４号
滋賀県守山市梅田町５番20―305号、前住所滋賀県野洲市小篠原1971番地２　シャルマンコーポ野洲・Ⅱ113号
債務者　ＯＮＥ　ＵＰ　こと　松本　拓磨
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　大津地方裁判所民事部